

神田フットボールクラブスポーツ少年団規約

【第1章】総則

第1条 (名称)

本団は『神田フットボールクラブスポーツ少年団』略称『神田FC』称する。

第2条 (事務所)

本団の事務所は、団長宅に置く。

第3条 (目的)

本団は日本スポーツ少年団の目的に従い、地域の学校活動外に於いて、スポーツを通じ青少年の健全な育成、礼儀正しく、心豊かな児童を育成、正しい技術を習得し体力の増強に努め、レベルの向上を図ることを目的とする。

第4条 (活動)

- ① サッカー活動
- ② レクリエーション活動
- ③ 他団体との交歓交流会活動
- ④ 奉仕活動
- ⑤ その他本団の目的達成に必要な活動

【第2章】団員・指導者

第5条 (構成)

本団は、神田小学校校区及び団長、又は育成母集団の役員及び指導者が認めた児童、本団役員を持って構成される。

第6条 (団への加入登録)

本団への加入登録は、本団所定用紙にてこれを行う。

第7条 (有効期間)

加入登録有効期間は、加入の申込を受けた日から、その年度末日までとし、6年生以外は退団の届出がない限り自動更新するものとする。

第8条 (退団)

退団に関しては、保護者は団長に連絡し、退団届けを提出するものとする。

第9条 (団の登録)

本団は第6条に定めるところにより加入登録を行った団員、指導者をまとめ、日本スポーツ少年団登録用紙により団として高知市スポーツ少年団に所定の登録料を添え、団の登録を行うものとする。また、団登録された団員、指導者は全員助団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

【第3章】役員

第10条 (役員)

本団には、次の役員を置く。

代表(団長) 1名

監督 1名

副団長(育成会の会長) 1名

会計 1名

監査 1名

指導者 若干名

事務局 1名

第11条 (役員を選出)

前条の役員は、育成会の互選により選出する。

第12条 (役員の仕事)

1. 団長は本団を代表し、団務、団活動を統括する。また当団監督及び指導者も兼ねる。
2. 副団長は、後方支援のとりまとめに従事する。
3. 指導者は団活動を指導する。
4. 会計は当団の会計を担当する。
5. 監査は、会計を監査する。
6. 事務局は当団の事務を担当する。

第13条 (役員の仕事)

本団の役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

2. 役員に欠員の生じたときは、それを補充する。但し、その任期は前任者の任期期間とする。

【第4章】団育成母集団

第14条 (団育成母集団)

本団に育成母集団(育成会)を置く。育成母集団については別に定める。

【第5章】会計

第15条 (会計)

本団の会計は、団員の納める会費、寄付金、補助金、その他の収入によって支弁する。

第16条 (会費)

本クラブの会費は、本団育成会総会及び本団役員の上承において都度決定する。遠征費は別とする。

第17条 (会計年度)

本クラブの会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

【第6章】その他

第19条 (規約の改正及び解散)

本規約の改正、本団の解散は、育成母集団の3分の2以上の同意を得ねばならない。

第20条 (事故の責任)

団員は、団活動に際しては、本団の諸規定及び団長並びに指導者の指示によって行動するものとする。団活動における事故、怪我に対する保障はすべて本規約第9条の保険によるものとする。故意又は過失によるものを除き、団役員、本団育成母集団などは一切責任を負わない。

附則

本規約は、平成15年4月1日より施行する。